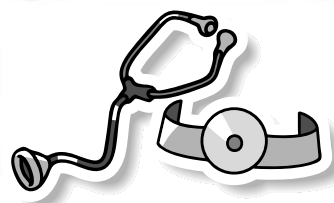




# 10月1日から 医療費の自己負担額 が変わります！



## 平成18年10月1日以降の自己負担限度額

| 所得区分  | 自己負担限度額                   |   |
|-------|---------------------------|---|
|       | 過去1年の高額該当が3回まで            | 4回目以降   |
| 70歳未満 | 上位所得者<br>(年間所得が600万円以上の方) | 150,000円+<br>(医療費 - 500,000円) × 1%<br>83,400円 |
|       | 一般                        | 80,100円+<br>(医療費 - 267,000円) × 1%<br>44,400円  |
|       | 住民税非課税                    | 35,400円<br>24,600円                            |

| 所得区分             | 自己負担限度額                             |   |                   |
|------------------|-------------------------------------|---|-------------------|
|                  | 入院及び世帯合算分                           | 外来(個人)  |                   |
| 70歳以上老人医療受給者を含む) | 現役並み所得者<br>(月収28万円以上、課税所得145万円以上の方) | 80,100円+<br>(医療費 - 267,000円) × 1%<br>44,400円<br>4回目以降は44,400円 |                   |
|                  | 一般                                  | 44,400円<br>12,000円  |                   |
|                  | 住民税非課税                              | (年金収入が80万円以上の方)   | 24,600円           |
|                  |                                     | (年金収入が80万円未満の方)   | 15,000円<br>8,000円 |

同じ世帯で高額療養費の支給が過去1年に4回以上あった場合、4回目からは自己負担限度額が引き下げられます。なお、所得申告をされていない世帯については、上位所得者の扱いになります。自己負担割合を正しく判定するためにも、所得が無い場合でも、所得申告をしてください。

【自己負担金】                      【自己負担限度額】

30万円 - ( 80,100円 + 7,330円 )

( 医療費100万円 - 267,000円 ) × 1%                      ↑

医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加えます。

【高額療養費の払い戻し】

= **212,570円**

高額療養費の支給は、病気やけがによりお医者さんにかかり、同じ月の自己負担額(保険適用分)が定められた限度額を超えた場合に、申請により高額療養費として払い戻されます。

なお、高額療養費は同じ医療機関にかかった場合でも、歯科は別計算になります。また、外来・入院も別計算になります。入院については、食事代や保険適用外の差額ベッド料は支給の対象外です。

左図のような計算式で、高額療養費は支給されます。また過去一年間の高額療養費に該当する支給が、四回目以降になると、自己負担額から上の表の「4回目以降」の欄にある金額を差し引いたものとなります。

十月一日から高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます。また、所得の多い高齢者の方の医療費負担割合が変わります。

**高額療養費の自己負担限度額の引き上げについて**

例えば、七十歳未満の方(所得区分は一般)で、医療費が百万円(自己負担額は三割の三十万円)かかったときに支給される額は...